

## 北区ネーミングライツ事業実施要綱

7北政企第3785号  
令和8年3月30日区長決裁

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、区の新たな自主財源を確保し、区有施設の適正な維持管理を図ること及び事業者により地域貢献の機会を提供することを目的として実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法人格を有する団体
- (2) ネーミングライツ 区の所有する施設または区が実施するソフト事業に愛称を命名する権利
- (3) ネーミングライツパートナー 区との契約によりネーミングライツを付与された事業者
- (4) ネーミングライツ事業 区が事業者によりネーミングライツを付与し、当該事業者からその対価を得ること
- (5) ネーミングライツ料 ネーミングライツパートナーが区に納める対価
- (6) 愛称 ネーミングライツパートナーが命名した愛称

### (基本原則)

**第3条** ネーミングライツ事業は、北区ネーミングライツ導入ガイドラインに基づき、区が所有する施設の本来の目的、区が実施する事業に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設・事業等(以下「施設等」という。)の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び公平性を損なわないように実施しなければならない。

2 ネーミングライツ料は、原則として、当該ネーミングライツ事業の対象となる施設等に要する費用に充てるものとする。

3 区は、ネーミングライツ事業の契約期間中、施設等において愛称を使用するものとする。ただし、条例に規定されている施設の名称は変更しないものとし、必要に応じて条例上の施設名称を使用できるものとする。

4 ネーミングライツは他者に譲渡または貸与することはできないものとする。

### (対象施設等)

**第4条** ネーミングライツ事業の対象とする施設等は、次の各号に定めるとおりとする。ただ

し、庁舎、学校、保育園等のほか、施設名称の設定において特段の経緯があるもの、または施設の性格上ネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設等は対象外とする。

- (1) スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園等、区の公共的な施設またはその一部
- (2) 区が実施するイベント及び講座等のソフト事業

2 選定しようとする施設等が指定管理者制度を導入している施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設または管理を行うこととしている施設をいう。)である場合は、指定管理者と協議の上、選定するものとする。

(応募資格)

**第5条** ネーミングライツ事業への応募資格を有する者は、法人格を有する団体とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの
- (2) 公共性またはその品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 政治性または宗教性のある事業を行うもの
- (5) 公の秩序または善良な風俗に反する事業を行うもの
- (6) 行政機関から指名停止等の行政処分を受けているもの
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの
- (8) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中のもの
- (9) 暴力団員等(東京都北区暴力団排除条例(平成24年6月東京都北区条例第24号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当するもの
- (10) 国税及び地方税を滞納しているもの
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善が見込まれないもの
- (12) その他、区がネーミングライツパートナーとして適当ではないと判断するもの

(契約期間)

**第6条** 愛称を付与する契約期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公共施設等の場合

原則3年以上とし、公共施設等の性格などに応じて決定する。ただし、指定管理者制度を導入している施設については、指定期間等を考慮し、契約期間を設定する。

- (2) イベント及び講座等のソフト事業の場合

年度ごとの契約とし、契約締結日から一連の事業が終了する日までとする。

(愛称の条件)

**第7条** 愛称は、施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から区民の理解が得られるものであり、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- (2) 公共性またはその品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の主義主張に係るもの
- (5) 公の秩序または善良な風俗に反するもの
- (6) 人権侵害となるものまたはそのおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全な育成の観点から適切ではないもの
- (8) 第三者の商標権・著作権等の侵害となるものまたはそのおそれのあるもの
- (9) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
- (11) その他愛称とすることが適当でないと認められるもの

(愛称の変更禁止)

**第8条** ネーミングライツを付与する期間中は、愛称の変更はできないものとする。ただし、区が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(募集の種類)

**第9条** ネーミングライツ事業の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定募集型 区が選定した公共施設等及びソフト事業について募集するもの
- (2) 提案募集型 区が選定した公共施設等及びソフト事業以外のものについて、事業者から提案を募集するもの

(募集)

**第10条** 区は、ネーミングライツ事業の募集に必要な事項について定めた募集要項を作成し、区のホームページ及び北区ニュース等への掲載により広く募集するものとする。

(事前相談)

**第11条** 提案募集型に応募しようとする事業者は、北区ネーミングライツ事業事前相談申込書(別記第1号様式)を提出し、施設等及び愛称等の導入の可否について、あらかじめ区の確認を受けなければならない。

2 前項の規定により導入の可否について決定したときは、北区ネーミングライツ事業事前相談回答書(別記第2号様式)により相談者に通知するものとする。

(応募)

**第12条** ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者は、北区ネーミングライツ事業申込書(別記第3号様式)に、必要書類を添付して提出しなければならない。

(審査)

**第13条** 前条に規定する申込書を受理したときは、北区ネーミングライツ検討委員会(以下「検討委員会」という。)の審査に付すものとする。

2 検討委員会は、提出された書類に基づき、ネーミングライツ料、施設の愛称、応募者の事業内容、経営状況、信頼性、社会貢献その他の条件を総合的に評価し、応募に関する審査を行う。

3 検討委員会は、提案募集型による申込みを審査した結果、特定募集型の手続きによることが相当であると判断した場合は、特定募集型へ転換する旨の決定をすることができる。

(優先交渉権者の選定等)

**第14条** 前条第2項の規定による審査結果について、優先交渉権者に対し北区ネーミングライツ事業優先交渉権者決定通知書(別記第4号様式)により通知し、契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

2 次点順位以降の応募者に対し、北区ネーミングライツ事業審査結果通知書(別記第5号様式)により審査結果を通知するものとする。

3 第1項に基づく協議が成立しなかった場合は、次点順位の事業者に対し、北区ネーミングライツ事業優先交渉権者決定通知書(別記第4号様式)により通知し、契約に係る必要事項について協議を行うことができるものとする。

(契約)

**第15条** 区は、契約内容について合意した優先交渉権者とネーミングライツ事業に係る契約を締結する。

(費用の負担区分)

**第16条** ネーミングライツに伴う区とネーミングライツパートナーの費用負担の区分は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、区及びネーミングライツパートナーは、協議により、同項に規定する費用の負担区分を変更することができるものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

**第17条** ネーミングライツパートナーは、区が指定する期日までにネーミングライツ料を年度ごとに当該年度分を一括して納入しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、区はネーミングライツパートナーと協議の上、納入方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(契約解除)

**第18条** 区は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツパートナーがネーミングライツ料を納入しないとき。
- (2) ネーミングライツパートナーが法律、条例等に違反し、または違反するおそれがあると認めるとき。
- (3) ネーミングライツパートナーの社会的または経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

2 区は、前項の規定により契約を解除するときは、北区ネーミングライツ契約解除決定通知書(別記第6号様式)によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、前条の規定により既に納入されたネーミングライツ料があるときは、これを返還しない。

(ネーミングライツ料の返還)

**第19条** 区は、ネーミングライツパートナーの責めに帰することができない事由により契約を解除したときは、既に納入されたネーミングライツ料の全部または一部を当該ネーミングライツパートナーに返還するものとする。ただし、当該ネーミングライツ料が物品及び役務の提供等により納入されたものである場合は、ネーミングライツパートナーと協議の上、その返還について決定するものとする。

2 前項の規定によりネーミングライツ料を返還する場合は、当該年度に納入されたネーミングライツ料について、契約の終了日の属する月を1か月として算入し、当該月の翌月から契約期間満了日までの期間を未経過期間として月割により算定した額を控除した額を返還するものとする。

(契約の更新)

**第20条** ネーミングライツパートナーが契約の更新を希望する場合は、次の各号に定める期限までに更新に関する書類を提出しなければならない。

- (1) 公共施設等の場合

契約期間が満了する日の6か月前までに、北区ネーミングライツ契約更新申込書(別記第7号様式)に必要書類を添付して提出しなければならない。

- (2) イベント及び講座等のソフト事業の場合

契約書で定めた期限までに、区が別に定める様式により契約更新に関する書類を提出しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

#### 別表(第16関係)

##### ネーミングライツ導入に伴う費用負担

費用負担の区分	区	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板等の表示変更費用※1		○
新設した看板等の修繕・維持管理費用		○
契約期間終了後の原状回復費用		○
パンフレット・封筒等の区の印刷物や区ホームページの表示変更費用※2	○	
区に起因する契約解除にかかる費用	○	
ネーミングライツパートナーに起因する契約解除に係る費用		○

※1 敷地内外の表示の変更は、区や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行う。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議を行う。

※2 残部数等を考慮の上、切り替え時期などを協議する。